

会 議 録

会議の名称	令和7年度(2025年度)第3回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会		
開催日時	令和8年(2026年)2月17日(火) 午後2時～午後4時10分		
開催場所	人権平和センター豊中2階 大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	市民協働部人権政策課	傍聴者数	2人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	石元会長、玉置委員、濱元委員、林委員、水島委員、三田委員、北村委員(WEB)、神原委員、東委員	
	事務局その他	【人権政策課】 宮城市民協働部長、山口市民協働部理事、津田次長兼課長、篠原館長、出口主幹、田中副主幹、佐津川副主幹、奥田係長、北野主事 【学校教育課】 加納主幹 【株式会社エムアールビジネス(意識調査委託事業者)】 山口氏	
議題	1. 人権についての市民意識調査報告書(案)について 2. 人権文化のまちづくりをすすめる協議会答申(案)について 3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和7年度(2025年度)第3回人権文化のまちづくりをすすめる協議会議事概要

開会

案件1. 人権についての市民意識調査報告書(案)について

●事務局

・事務局から意識調査の実施内容の説明を行った。委託事業者(エムアールビジネス)から、資料1について説明した。

○会長

考察の部分を分析チームの委員から簡単に報告をお願いします。

○委員

人権侵害の対応や家族、性別役割に関する考え方、男女の地位の平等感、法制度や行政の取組みや相談窓口の認知度に着目し、全体の観点から考察した。

○委員

人権侵害を受けた時にとった対応と孤立度に応じて分類した。孤立している人ほど積極的な行動がとれていない。人のつながりが大事だということを示唆している。

○委員

高齢者や障害者並びに同和地区の人権に関して、年代別や性別のカテゴリーで最も割合が高かった最大値を比較して全体の傾向をみた。他人事ではなく我が事として認め、地域共生社会の構築に取り組めるように人権教育啓発や福祉教育、部落問題について積極的に取り組むべきである。

○会長

伝統や慣習などに関する意見や考え方について、批判する力をつけるような教育啓発が大事である。また、日本国憲法に対する理解を高める教育が人権意識を高めることに繋がっていくのではないか。

外国人に対する設問で過去と比較した場合、肯定回答が大幅に減っていた。外国人に対する厳しい見方が顕在化している。

○会長

報告書（案）について、質問や意見はないか。

○委員

報告書3ページ、標本誤差のところでも母集団が16歳以上の豊中市民平成31年4月末現在となっているが、最新のデータではない。

クロス集計をしたら統計的検定、有意差検定が必要である。検定の方法や選定の方法が書かれていない。検定を行った表や集計を明記することが非常に重要である。47ページの表9-1はどのような表で行われたのか。誰が検定をしたのか。

●事務局

検定をかけた者はこの場にはいない。

○委員

専門業者ならこのまま統計検定されるのか。この表のまま検定するのか。

■委託事業者

簡易的には検定できる。ローデータからでも可能である。

○委員

クロス集計で有意差検定をするのは、縦軸と横軸の変数に関連があるか見るためである。二つの変数X軸とY軸でも二つの変数が尺度になっていないといけない。名義尺度、順序尺度が一般的で、男女の場合は名義尺度で年齢の場合は順序尺度である。その他は値が少ないのでデータから除外し、不明・無回答も除外する必要がある。順序尺度となっていない集計のまま検定を行うのは妥当ではない。不明や無回答も記載されているが統計検定の方法が明記されていない。

51ページの6や14など小さい数字では、極端な検定結果が出てくる可能性があり、このまま有意差検定することは問題だ。性別、年齢については有意差はみられなかったと記載があるが、社会調査の分析方法が分かっていないことがわかる。クロス集計表と有意差検定の結果を記載するのであれば、検定を行う前の表を記載し、有意差検定をするにあたっては無回答、不明、その他は分析から省き、この表で検定したということを明記する必要がある。解析データは疑問である。

57ページに性別や年齢別での記載があるが、統計的有意差検定をすることは2変数の間に有意な関連がみられたことや年齢が高いほど避ける傾向であるな

ど、検定結果を示したうえで記載する必要がある。仮説検定で仮説が検証されたかを記載するものである。年齢と項目との間に統計的に有意な関係があり、年齢が若い人ほどどのような傾向が見られ、並行して男性も女性もこういう傾向が見られる、などが知見である。そのような記述になるのがクロス表に基づいて統計検定したということである。統計検定の方法の記載がないのに、この表で検定をすることを見直す必要があると思う。

石元会長の分析は統計的検定をどの表に基づいて行ったのか記載がない。すべての表が無回答が入ったもので検定したのであれば間違いだと思う。

玉置委員の分析は一番大きい数値と小さい数値を比較したと書かれている。5択の中で選択肢がどのような分布になっているか、分布の仕方が大事である。「そう思う」と「そう思わない」の両極だけ取った分析を行うという分析方法は、今まで見たことはない。第三者に解釈やデータの使い方の妥当性について検討してもらったほうがよい。

水島委員の分析はクロス集計で2変数の関係で検定を行っていたら、より客観的に関連の有無について言及できたと思う。

○会長

無回答を入れたかどうかは確認する。表の表示方法については検討する。

○委員

分析の部分についても疑問があるということだが、チームで分析を進めてきた。

○会長

前回と同様にまちづくり協議会の学識経験者でチームをつくり、それぞれの専門的な視点からどのようなことが読み取れたのかを記載している。その分析でよいと思っている。

○委員

玉置委員の分析のクロス集計表は前半では統計検定しているが、ここでは省かれている。統計検定が正しいとして検定をされているのであれば、検定結果に基づいた解説をしたほうがよい。

○会長

分析チームで検討する。

○委員

22 ページ。市民の皆さんに回答してもらい、それに対して「正解」や「部分的正解」と評価するのは、意識調査に答えてくれた善意の回答に対して間違っていると言っているようで違和感がある。論理的には問題はないのか。意識調査を行っていないながら試験やテストのように不正解ですというのはどうなのか。

国民の権利はどれか、という問いの選択肢の一つに「税金を納める」というのがあるが、これは義務なのか権利なのか。憲法上は義務である。権利であるは不正解だということか。解釈によって変わってくるので、正解・不正解といえるのか。税金を納める事は、条文だけ読むと憲法上は義務である。もしも、納めるのは権利だと憲法に書かれていると解釈して○をした人は不正解になるのか。働く権利や納税することも広い意味で権利だと解釈した人がいれば正解ではないのか。答申にも関わってくるため教えて欲しい。

○委員

法律専門家の立場からすると、本調査の問いは一義的ではなく複数の解釈ができる。「人間らしい暮らしをする」は憲法が権利として定める生存権（25条）を意味しているので正解だと思うが、同条に「人間らしい暮らしをする」の文言はないので正解か悩むところである。正解や不正解といった評価はしない方がいい。

○委員

「税金を納める」というのは○なのか×なのか誰が知っているのか。

○委員

×だったと思う

○委員

深読みした人が、働く権利など人間らしく生きる中で税金を納めることが権利だと思ったら○にするのか、よくわからなかった。

○会長

この設問はNHK放送文化研究所が5年ごとに行っている日本人の意識調査で、豊中市と全国を比べるために設問に入れた。社会の人権意識との関連性が高いことが前回クリアにできていた。指摘部分は検討する。

○委員

障害者や高齢者については教育の場面や学校でも知る機会があり、若年層にも勉強したことは届いていたと思ったが、自分とは関係ないなど自己責任論を押し付けられている。勉強したから理解してと言われても、障害者に国のお金使うなど思ったりすると思う。勉強してきたことを繋ぐ教育や場面がない。親戚にも高齢者や障害者が居るはずである。高齢者も障害者も人との出会いや繋がりがないのでどんどん孤立化していく。分析にあったように、障害者や高齢者など人権についての教育をするのではなく、なぜ土俵に女性はあがれないのか、なぜだんじりに女性は乗れないのか、なぜだろうと広く考える場面が必要である。人権の教育で頭で理解していても心は閉じている場合にどうアプローチするのか。孤独じゃないことをどんな場面で伝えられるのか考えさせられた。

○委員

内容はそのまま公開されるのか。結果だけではなく、人権意識や人権文化の課題や解説が必要である。人権侵害を受けながら相談できる人が少ないことなど課題が見えている。概要版を元に職員研修や市民啓発の場で活用すべきである。報告書を全部読んで研修資料にするのは大変である。研修のテキストにする工夫をしてほしい。

また、報告書や概要版だけではなく、個票データ、調査票も公表していただきたい。公的データは国民の財産であるため、積極的に研究等に使えるように公表することになっている。豊中市のデータについても、いろんな分析の方法を用いて明らかになることがある。個票データの公表をしてほしい。

●事務局

検討する。課題の明記という点も指摘があったが、職員研修だけではなく、市民への出前講座などでも活用していく。課内でも課題を議論しながら抽出し、市民にお知らせできるよう、概要版とは別のテキストを作成することを検討していく。

○委員

日常生活で支え合えるつながり作りが重要だ、という提言につながっている分析に感銘を受けた。つながりをつくる背景にあるものは調査データにヒントがあるのではないか。自己責任意識と背景にある精神保健上の問題、自己肯定感や、セルフエスティーム（自尊心）の低さが関連している。若者の自己責任意識が強い背景には自己肯定感の低さやセルフエスティームの低さが関連している。繋がりを求められない背景には、人を信頼、信用できないこと、暴力的な内容がトラウマとなっていることや、いじめや学校経験の中での傷などが蓄積されて繋がりを作れない状況が個人の中で

きてしまっており、自己責任意識と自己肯定感との繋がりを考える上でヒントになるのではないか。

人権問題が多くの人にとって他人事である。阻害されて初めて問題となる。どのような人権を持っているのかを教育の現場で知ることが重要なことである。どのような権利をもっているのか、認識・認知などを教育を通してどのように知ってもらうのか。権利があるということの延長線上に、セルフエスティームを高めるということがあるのではないか。

○委員

日本は昔から家父長制度があった。日本人の単一性、単一民族性という認識が差別につながっているのではないか。豊中市では昭和58年に非核平和都市宣言、昭和59年に人権擁護都市宣言、昭和60年に青少年健全育成都市宣言をしている。行政がやってきた成果が上がっている。生涯研修がすごく大事である。平和と人権というものは結びついている。豊中には人権平和センターという良い施設があるのでたくさん利用して欲しい。自分事として平和を考え、平和の元にある人権を考える知恵を絞って行政も私たちもやっていくべきである。

案件2. 人権文化のまちづくりをすすめる協議会答申（案）について

○会長

答申案に関して、指摘があった部分について文言を検討したい。「憲法に従うのは国民ではなく、国家である」と言い切ってしまう表現について確認したい。

○委員

表現に違和感がある。国民も憲法を尊重することが求められる。もっとも学術論文ではないので、市民に受け入れられやすい表現を考えていただければと思う。

○会長

検討する。

○委員

国民の義務と責任について確認したい。書物によっては、日本国憲法12条に「権利・自由および平等に伴う義務と責任」という項目がつけられている。個人名で書かれている場合は何を書いてもいいと思うが、協議会の名前を出すときは、出された文章に対して委員が賛同したということになる。義務と権利については答申案に記載があり、言い切っているのか疑問である。法律の文章と

して書くのか、市民目線で書くのか。学校でも私人間効力論を考えた時に、憲法の関係は対国家だけではなく対私人にも関係する。今日では企業が強くなってきているので、私人間効力論の中であまり支持されていない学説であっても、直接効力説などからすれば、対国民でも関わってくるのではないか。企業と市民の問題は、憲法では関係ないととらえられかねない。シンプルに書くということは考え方の共有としては無理があるではないか。

表と図についてだが、表の時はタイトルを上図の時は下にと学生時代に言われたが豊中市では特に区別はないのか。図は下から読むから下に書く、表は上から読むから上に書くなど諸説あるようだが、公開されるものであれば指摘する人がいると思う。

○委員

同和地区出身者との結婚や同和地区への転居に関して、10年、15年で意識は変わっていない。積極的な差別は減少しているかもしれないが、結婚や自宅購入の際に差別意識が出る。調査からみえてくる差別意識と部落差別について触れられていない。市民に対してどう提言するのか見えない。一つの項目として触れてほしい。

○委員

人権侵害を受けた時の対応の違いについても示唆があったが、人とのつながりが大事である事やいろいろな人が支えあう関係づくりなど、そうした要素も答申の中に入れてほしい。人権平和センターも地域社会の拠点である。いろいろな人とのつながりの場になり、啓発活動で集まってネットワークを作っていく場になっていくので、事業を後押しする結果になってほしい。つながりをつくるといったことも盛り込み、今後の事業に繋がるよう検討してほしい。

○委員

部落差別についての話、ジェンダーの視点や、高齢者、障害者に関することなどを、人権意識のところにバランスよく記載するのがいい。

○委員

答申案には憲法が保障している権利・人権が強調されているが、憲法は関係なく人権がベースにある。もともと人権はあるのだということが強調されるような文章にしてもらえたらいいのではないか。

○委員

「日本国憲法は、国民が従うべきルールである」に関しては、その意見が間違っ

いると評価するのではなく、本来は国家のルールであることを強調すべきである。「税金を納める」「目上の人に従う」「道路の右側を歩く」はそもそも権利ではなく義務を内容としていることから、答申で重視するようなものではない。NHK 放送文化研究所の調査項目を今回の設問にしたということだが、設問は、表現の自由、生存権、団結権を憲法上の文言通りに示したのではない。「思っていることを世間に発表する」ことは、表現の自由として保障されるが、誹謗中傷やフェイク情報を流してよいわけではない。表現の自由にも一定の制約がある。憲法に書いてあるから権利として重要というよりも、人権を守るべきという観点が重要である。憲法に関する記述は軽くしてはどうか。

○会長

言い残したことや反映して欲しい点などあれば、20日金曜日までに意見を送付いただければ併せて検討する。答申については会長に一任頂くということでよいか。

< 異議なし >

案件3. その他

第13期人権文化のまちづくりをすすめる協議会の開催が最後であるため、市民協働部長より、お礼の挨拶。

閉会